

第30回なくせじん肺キャラバン行動 北海道キャラバンの出発集会

3つの訴訟(トンネル・建設アスベスト・石炭)の報告

10月3日、札幌で「第30回(2019年)なくせじん肺北海道キャラバン」の出発集会が開かれました。集会では、トンネルじん肺根絶北海道訴訟、北海道建設アスベスト訴訟、新・北海道石炭じん肺訴訟の報告があり、引き続き「なくせじん肺北海道会議」の総会で1年間のとりくみの経過報告と活動方針が確認されました。

トンネルじん肺根絶訴訟弁護団の川村俊紀団長は「いまたたかっている第6陣訴訟は来年4月の和解成立をめざしている。これまで23年にわたる裁判で2,500人の解決をみた。国の責任を認めた5つの判決をもとに合意書を結ぶなどの成果をあげてきた。裁判によらない解決のために『基金』創設を求めている」と報告しました。建設アスベスト訴訟弁護団の長野順一事務局長は「2011年に提訴して札幌高裁・札幌地裁でたたかっている。全国的には4つの高裁判決で、国の責任を認めたのが3つ、メーカーの責任を認めたのが3つであり、11月には九州でも高裁判決が出される。来年には最高裁の判断が示される。札幌の訴訟でも国とメーカーの責任を認めさせ、裁判によらない救済基金の実現をめざす」と強調しました。石炭じん肺訴訟弁護団の増谷康博事務局長は「2005年から新訴訟をすすめてきて、去年は住石訴訟の和解も勝ちとり、第5陣まで1,800人が国と和解した。残る原告についても来年6月までに解決できる見通しだ。企業は三菱長崎造船訴訟や神岡鉱山訴訟で管理区分について争ってきており、こうした不当な主張を許さないたたかいを強めなければならない」と訴えました。

北海道会議事務局長の田中貴文弁護士が、全国の訴訟を勝利させ、じん肺被災者の権利を守る課題を提起して総会を終わりました。

道庁要請

トンネル工事での8時間労働などを要請 アスベストアナライザーの導入も求める

午後からは道庁への要請行動をおこないました。要請では、「トンネルじん肺基金の創設」・トンネル工事での8時間労働、アスベスト使用建築物のデータベース化(ハザードマップ)、アスベスト使用建物の事前調査や除去費用の補助金、アスベストアナライザー(※)の導入、「建設石綿被害者補償基金」の創設などを求めました。

道発注のトンネル工事は現在1本(茅沼2号トンネル)で、元請に確認したところによれば「10時間拘束・実働8時間」とのことでしたが、粉じんさらされる時間を短くするという趣旨にもとづいて、休憩時間・休息時間がきれいな空気のもとでとれているかの確認を求めました。他県にならって、道として補助金制度をつくり市町村の対策(現在は、札幌市・旭川市・釧路市・函館市のみ)をすすめることや、アスベストアナライザーの導入については、労働局や札幌市と協力して道内の各振興局などに備えるよう求めました。

(※)アスベストアナライザー 携帯型のアスベスト分析装置で、現場で対象物を破壊することなく機械を当てるだけで、約10秒で6種類の特定アスベスト鉱物の有無についての結果が出ます。1台720万円ですが、道内では北海道労働局と札幌市が各1台保有しています。